

シリーズ
ご存知ですか

後期高齢者医療制度の 「減額認定書」について

京町在住のIさんから、先に作成した「後期高齢者医療制度の『減額認定書』について、川崎区の担当者の人から「使用できない」旨の電話があり、どうしたものかと相談センターに見えました。

Iさんによると、区の窓口担当者は「後で住民税の減免申請した人は、もともと非課税ではない」ので「減額認定書」は使えないと言っていたとのことでした。

「後期高齢者医療制度」では、課税所得によって「所得区分」され、月の自己負担限度額及び食事代などの負担額に違いがあります。「住民税『非課税者』は「所得区分Ⅱ」（低所得者Ⅱ）に該当します。「区分Ⅰ・Ⅱに該当している方は、後期高齢者医療保険者証」とともに「限度額適用・標準負担額減額認定証」（区役所の後期高齢者医療窓口で発行）をあらかじめ医療機関に提示すると、窓口の支払いが所得区分の自己負担限度額となります。

川崎年金者組合みなみ支部
相談センター運営委員
小山 武



くらしの相談センターだより

所長 宮原春夫 2020年11月 第206号

発行：くらしの相談センター
〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823
E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP)http://kurasino-soudan.jimdo.com/

相談事例 (その181)

生活保護も新住居も実現 これで療養に専念できます！

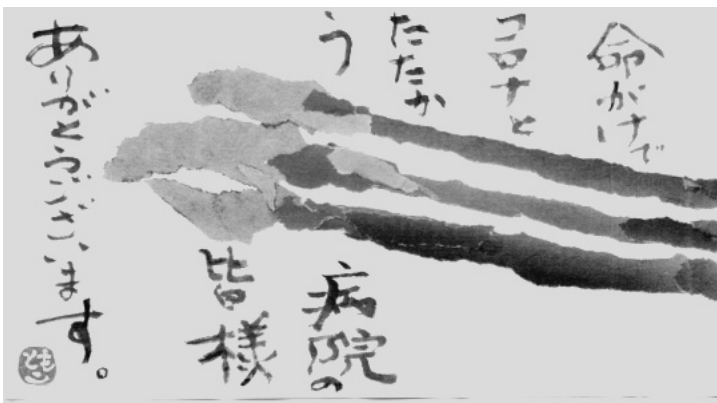
6月中旬、横浜市都筑区に娘さんと孫と一緒に住んでいたGさんが、川崎区に住む妹さんと一緒に相談に見えました。北海道で生まれ東京の理美容院で働いていましたが40代のころ肺がんが見つかり3

分の1を切除してこれまでの仕事が出来なくなり、パートで働いてきたがコロナの関係で仕事がなくなりました。さらに、癌が転移し貯金も底をついて娘の世話になるのも経済的に限界だし病氣療養

に住所変更して生活保護が許可されました。ところがもとと一人部屋に二人が住むわけですから姉・妹といっても何かとぶつかることもありさらに、姉さんが犬を飼っているので同居できるアパートを探してほしいと再度相談に見えました。

絵手紙

読者のひろば



新婦人川崎南支部ラベンダー班 井上朋子さん(桜本在住)

に専念したいので生活保護を受けたいとの事でした。福祉事務所に同行し相談したところ「生活保護を受けるには家族増員という申請が必要」と、アスカ、アイリスの川崎所

に住所変更して生活保護が許可されました。ところがもとと一人部屋に二人が住むわけですから姉・妹といっても何かとぶつかることもありさらに、姉さんが犬を飼っているので同居できるアパートを探してほしいと再度相談に見えました。福祉事務所のCWは自分でもアパートを見つけて別居すれば生活保護が継続できますとの事でした。そのような時たまたま所長の知り合いの大家さんから、礼金も敷金もいらさないから誰か紹介しての話があり、Gさんも下見で気に入りました。Gさんも犬を飼ってほしいという好条件で決まり大変喜ばれました。

あしたにむかって!! 「相談事例集」を発行する



くらしの相談センターは今年の9月17周年を迎え、相談センターだよりで紹介してきた相談事例を「相談事例集」として発行しました。書評をいただきましたので紹介します。

医療、生活保護、不動産問題、後見・相続など多方面にわたる180の相談事例(2003年〜2020年)がリアルに紹介されています。

ある相談者は、心臓病、肝臓病、糖尿病で働けなく収入がなく、医療、生活費に困った。生活保護を受けようと福祉事務所に行ったが冷たく扱われた。そこで「相談センター」を訪ね複雑な問題を解決していただき生活保護を受けることが出来た。「生きる希望がわいた」と喜ばれたといっています。

このほか「会社倒産で家賃払えない」「遺言書あつてよかった」「派遣切りに負けず」「約束は文書で」「自殺を考えた」「ペットナムに自転車を」など現代社会の矛盾とたたかう喜怒哀楽のドラマに満ちた事例に読む者の心を励ましてくれます。所長宮原さんをはじめスタッフの温かい心遣いが身にしみます。一人でも多くの皆様に読んでくださることを心から願っています。 佐々木勝男

宮原春夫書の「あしたにむかって」(相談事例集)出版頼りになる手引書です。「困ったら一人で考えず「くらしの相談センターに」

本書には住宅問題、

迷ったとき、困ったとき、くらしの相談センターへ（無料です）

10月の相談内容と件数

(9月21日～10月20日に受けたもの)

相談内容	件数	
	当月	1-10月合計
住宅問題	3	33
生活保護	0	12
身障者問題	0	2
就職・仕事	0	6
医療・病院	4	14
市への要求	0	3
多重債務	0	1
架空請求	0	1
税金・年金	0	5
交通事故	0	0
子供問題	0	0
離婚問題	0	1
弁護士等の相談	4	13
不動産問題	1	8
後見・相続	6	35
その他	5	71
合計	23	205
開設からの総合計 (2003年9月)	7487	

先日、横浜で【時の行路】という映画を見てきました。川崎のいすゞ自動車の派遣社員がリーマンショックで不当解雇にあい、組合を立ち上げ、裁判闘争をし最初は反対していた家族も最後には理解し応援する物語りです。ラストシーンで、最高裁での主人公の石黒賢さんの家族を犠牲にして裁判を戦い抜いた発言に観客のすすり泣く声が聞こえ、本当に良い映画を観たと感動して家路に着きました。これからも、相談センターでは良い映画を紹介していきます。

11月の予定
★無料法律相談日
11月17日(火)
午後6時30分より
予約が必要です。
時間が限られています要件はまとめて
★土・日・祝日は休み

中央地域
境町相談所
日本共産党中央地域
後援会事務所
「困ったとき・
迷ったとき」
ご相談ください。
午後 13時～16時
(土・日・祭日除く)
電話 044-233-5812
所長 片柳すすむ

冬季物品販売のご案内!



みそ煮込みうどん
八丁味噌ベースの濃厚なスープにコシの強い麺、体の芯から温まります。その他40品目取り揃えて御座います。ご利用ください。

相談センターセミナー&松元ヒロライフ開催される

蜜を避けた会場



10月25日(日) ぐらしの相談センター恒例に なっている行儀の一つ、「セミナー&松元ヒロライフ」が開催されました。

今回、検温、消毒、参加名簿の提出などの協力を頂き、実行できたことは大きな喜びです。
宮原所長のセミナーは、お墓の在り方は、決まったものではなく自由で自分らしくあれば良いのだなあと。
遺言も財産のある人が遺す物と考えていましたが、如何に生きたかを示す物。生き方が死に方につながって行くことに納得。
松元ヒロさんの公演は5回目で、毎回内容を変えて演じているのでいつも楽しみにしています。
菅さんおネタもすっかり入っており、パントマイムは圧巻、さすがです。
アンコールの憲法くんは何度聞いても胸が熱くなります。政治のやるせなさを笑いに乗せて吹き飛ばす媚びない姿が大好きです。
スタッフ 本山陽子



「あしたにむかって！」
が発行される
「地域の絆を未来につなぐ」
ぐらしの相談センターの「あしたにむかって！相談事例集」発刊おめでとうございます。
2003年9月からぐらしの相談センター開設以来たくさんの方々の声を、分かりやすい事例として伝えることができたことがとても嬉しいです。この本は地域の人々の喜びと涙の結晶です。2003年以降の歴史を振り返りますと、敷金、サラ金の問題を初めとして昨今の相続、遺言などその時代を反映する出来事が浮かび上がって参ります。私も少なからず投稿させていただきました。
相談センターの皆様におかれましてはこれからも健康にご留意され地域に喜びと幸せの輪を今まで以上に広げていただくようお願い申し上げます。
株式会社川崎中央プランナー
取締役 木村教義

年末パーティー中止のお知らせ
恒例の年末パーティーは、新型コロナウイルス感染の状況を鑑み、開催を中止することになりました。皆様に楽しい催しと期待されていますが今回は、中止することになりました。来年は開催されるように、準備しお待ちしております。ご期待ください！

オンデマンドプリント・ウェブシステム
印刷のご用命は
有限会社 協立印刷社
ホームページ <http://www.kawa-kyo.co.jp/>
川崎区貝塚 2-11-11
tel 044-222-4205

昭和21年創業 近代書房
古書売買
日本の古本屋 検索
☆インターネット販売を始まりました...
... 当店の新着情報をご覧ください
☆営業時間 10時～20時 定休日 木曜日
日曜日 祝日は19時迄
川崎市川崎区砂子 2-8-17
tel 044-222-3482 fax 044-222-8484

《訪問リハビリ・マッサージ》
(株)川崎幸はりきゅう院
さいわい訪問
マッサージセンター
【各種保険取扱い】
tel 044-555-6629
fax 044-555-3241

キムチをつくり続けて30年
新鮮野菜・キムチの
(有)グリーンフーズあつみ
ホームページ検索
グリーンフーズあつみ 検索
川崎区大島 3-35-7
tel 044-288-7616